

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成8年7月/日

住所 水戸市栄町2-3-30

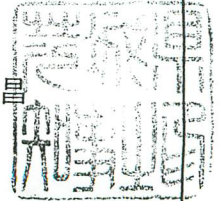
氏名 株式会社 中島商店
代表取締役 中島 賢一殿

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 橋本 昌



許可の年月日	平成8年7月/日	許可番号	1-1-0020
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破砕施設 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず		
設置場所	茨城県東茨城郡茨城町長岡3520		
処理能力	37.8トン/日(7時間) (廃プラスチック類25.2トン/日)		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		